

## 別記第2

# 勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 改定の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期の支給割合

ア イおよびウ以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア イおよびウ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)については令和3年4月1日から実施すること。